

重
要

樹林地維持管理助成事業

風水雪害の被害に対する助成金手続き

作業写真について

樹林地維持管理助成事業 風水雪害の被害に対する助成金を申請するにあたって、作業前後の写真の提出が必要です。

特に、作業前の写真について、隣接する住宅や道路等への被害状況が写真から明確にわからない場合は助成対象外となる場合があるため、以下の点にご注意いただき、なるべくいろいろな方向から複数枚、作業対象の樹木が申請樹林地内にあったことがわかる写真を撮影してください。

【助成対象となる例】

被害樹木のほか、被害のあった第三者の建築物・道路の様子が明確にわかる



被害発生箇所に枠線を記入したり、樹木と建築物・道路の位置関係を補記するとわかりやすいです。

【助成対象外となる例】

被害樹木のみ写っており、第三者の建築物や道路への被害が確認できない



樹木の幹折れ、倒木の状況は分かりますが、建築物・道路への被害状況が確認できません。

写真撮影にあたってご不明な点がありましたら環境活動事業課までご連絡ください。